

防火協会だより

編集・発行 津市防火協会
津市久居明神町2276番地
津市消防本部庁舎内
電話・FAX 059-256-4222

防火管理講習(集合型)、計146人受講 第1回のオンライン講習は、過去最多の93人が受講



▲7月9日、甲種新規・乙種の防火管理講習(集合型)の状況(メッセウイングNHWで)



▲7月10日、甲種新規2日目で屋内消火栓のホースを延長する訓練



▲6月18日、オンラインの甲種実技講習で、屋内消火栓取扱い訓練

オンラインと施設会場の講習、 受講者増加を目指して

令和7年度は、6月に第1回のオンライン講習を開催しました。過去最多の93人が受講され甲種8時間、乙種5時間の全課程を終了し、6月16日には乙種の方21人に修了証を郵送しました。18日には北消防署で実技講習を行い、甲種の方71人に修了証を交付しました。今年度は、9月・10月・2月と、あと3回開催しますので、受講場所・時間を選ぶことなく受講できるオンライン講習のご利用をお願いします。

また、メッセウイングNHWの会場で、7月8日に甲種防火管理・防災管理再講習(45人受講)、7月9日・10日に甲種新規(2日間)・乙種防火管理講習(101人受講)を開催し、合わせて146人が受講されました。コロナ禍後も引き続き受講者数を制限していましたが、今回は若干座席数を増やし

ました。例年のように窓口やWeb受付もすぐに締め切りになることもなく、申込者全員を受付けることができました。来年度もそのように対応したいと思います。ただ、後方の席では3人掛けとなる場合もありますので、ご承知おきください。

消防本部で防災管理新規講習

病院・学校・工場・物品販売店舗であって、11階以上1万㎡以上、5階以上2万㎡以上などの建物は防災管理者を選任す



▲7月11日、防災管理新規講習の状況(消防本部で)

る必要があります。7月11日に消防本部で、防災管理新規講習を開催し、20人が受講しました。

今後、職場などで防災対策の取り組みに努められることを期待します。

令和7年度 役員会・定期総会を開催

事業計画(案)、予算(案)を可決

令和7年4月24日(木)に役員会を、5月22日(木)には定期総会を開催しました。役員会には15人が、定期総会には32人が出席しました。

中村会長は定期総会のあいさつで、2月末から岩手県大船渡市で発生した林野火災では広範囲に延焼して火が住宅地を巻き込み、また3月初めに津市内で発生した工場火災では鎮火まで2日近くを要し、火災になれば自らの事業への影響、従業員やお客様の身に危険が及ぶこともあり、他人事ではないと述べられました。さらに自身の稼業について触れ「長年、自衛官、警察官、消防など制服の縫製を行っており、今は工業用の蒸気アイロンですが、70数年前の私が子どもの頃、アイロンは火を起こした石炭を使っていました。燃えやすい繊維の工場でもあり、父は火事には用心し、終業時、就寝時には火の元点検を徹底していました。」と語り、「会員の皆さまも今一度、防火に対しての強い意識をお願いしたい。そして従業員やお客様の安全を確保し、市民に対して防火意識の向上を図り、市民の生命・財産を守つ

ていきましょ
う」と述べま
した。

来賓の前業
市長は、津市
消防本部では
令和7年度中
に、津市・鈴



▲5月22日の定期総会の様子(県総合文化センター)

鹿市・亀山市の3市で共同運用する通信指令センターが津市消防本部の3階に設置され、業務を開始すること、西分署や訓練施設(北消防署隣)の建築、救急業務では令和6年度から三重大学病院がすべての曜日で輪番病院のバックアップ体制がとられていることなどを述べられました。

議事では、令和6年度事業結果及び決算が承認されるとともに、令和7年度事業計画(案)、予算(案)について審議が行われ、承認されました。

また事務局からは、津市防火協会発足20周年記念講演会、及び同時開催の津市消防本部のイベントと、津市消防音楽隊創立50周年記念コンサートの概要が報告されました。

令和7年度 防火・防災管理等講習の案内(予定) 詳しくは

甲種・乙種オンライン講習

Web申込のみとなります。甲種は8時間のオンライン講習と2時間の実技講習、乙種はオンラインのみです。

区分	オンライン受講期間	甲種の実技講習日	定員	申込期間
第2回	9月1日(月) ～9月14日(日)	9月17日(水) または18日(木)	各区分 共に、 甲種・乙種 合わせて 100人程度	8月11日(月) ～8月15日(金)
第3回	10月27日(月) ～11月9日(日)	11月12日(水) または13日(木)		10月6日(月) ～10月10日(金)
第4回 (令和8年)	2月2日(月) ～2月15日(日)	2月18日(水) または19日(木)		1月12日(月) ～1月16日(金)

●甲種の実技講習スケジュール

場所：津市北消防署

区分	受付	講習時間
午前の部	9時00分～9時25分	9時25分～11時30分
午後の部	13時00分～13時25分	13時25分～15時30分

●受講料

津市防火協会会員
1,500円
(一般 5,000円)

*甲種実技講習は上記のうち、いずれかの日時の受講が必要となります。 *実技講習の日時の指定はできません。

●津市ホームページ
防火管理講習
QRコード



●津市防火協会
ホームページ
QRコード



【Web申込みされる 会員事業所の方へ】

助成を受けるためには、津市ホームページの防火・防災管理等講習のWeb申込みフォーム内で「津市防火協会会員事業所受講証明書」の添付が必要です。上記の当協会ホームページから証明書をダウンロードし、代表者の署名・押印を済ませPDF・JPGで準備しておき、Web申込み時に証明書を添付してください。

津市防火協会発足20周年記念講演会

詳細・申込方法等については、10月初旬に郵送でお知らせします。

とき 11月24日(月・休) 午前10時～ **ところ** 三重県総合文化センター小ホール

講師 元 東京ディズニーランド防火管理者 石井 修一さん

内容 東京ディズニーリゾートでは行動基準がキャスト全員に浸透しています。東日本大震災発生時では行動基準に沿った対応が高く評価されました。事例を基にディズニーの危機管理の考え方をお伝えします。



危険物取扱者保安講習、もう受講しましたか？

基本3年以内の受講が必要

危険物取扱者には、法令で定められた「保安講習」の受講義務があります。これは資格を持つ皆さんが安全に業務を続けるために、必要な講習です。講習では、事事故例や安全管理のポイントなどを解説し、普段の業務に役立つ知識をアップデートすることができます。

下記に掲げる講習対象者の方は、規定の期間内に保安講習を忘れずに受講してください。なお、期間内に受講しなかった場合、免状返納命令の対象となる場合がありますので、ご注意ください。

●講習対象者・期間

- ①継続して危険物取扱作業に従事している方は、前回の受講日以降における最初の4月1日から3年以内
- ②新たに危険物取扱作業に従事する方は、従事することとなった日から1年以内
- ③上記②の方のうち、従事することとなった日の過去2年以内に免状の交付または保安講習を受講した方は、免状交付日または前回受講日以降における最初の4月1日から3年以内

◆対面講習の日程・会場、オンライン講習の案内などは、一般社団法人三重県危険物安全協会のホームページで確認してください。

夏場の危険物保管にご注意

昨年、一昨年と統計開始以来、「最も暑い夏」と言われ、高温が続いているため、危険物の発火リスクが高まっていると言えます。特にガソリン携行缶、灯油ポリ缶などの保管は、直射日光を避け風通しの良い場所に保管してください。万一に備え、消火器の準備や点検をお忘れなく、安全管理を徹底し、事故防止に努めましょう。

ガソリン携行缶の危険ポイント

- 携行缶が日差しで熱せられた場合は、日陰に移動し温度を下げましょう。むやみにエア抜きをするとガソリンが噴出することがあるので厳禁です。
- 携行缶への給油は、セルフスタンドでは、利用者が自ら給油することはできません。
- ガソリンを灯油用ポリ缶に入れて保管することは、法令に違反し、非常に危険です。



▲ガソリン携行缶

令和7年度後期危険物取扱者試験・予備講習会の案内

一般財団法人 消防試験研究センター三重県支部

●危険物取扱者試験(津会場)の案内

●試験日・会場

- 11月1日(土) 高田短期大学
午前10:00～ 乙種4類、丙種、乙種1・2・3・5・6類
午後1:30～ 甲種、乙種4類
- 11月2日(日) サン・ワーク津
午前10:00～午後1:30～ 乙種4類



●受付期間・申請方法

- 書面申請: 9月3日(水)～9月12日(金) (消印有効)
受験願書は消防本部・消防署で配布しています。
- 電子申請: 9月3日(水)～9月12日(金) 終日受付
(一財)消防試験研究センターのホームページから申請できます。
<https://www.shoubo-shiken.or.jp/branch/24mie/>

●問い合わせ

- (一財)消防試験研究センター 三重県支部
TEL: 059-226-8930 FAX: 059-225-6736

前期危険物取扱者試験予備講習会を開催

5月8日(木)に令和7年度前期危険物取扱者試験予備講習会(乙種4類)を北消防署研修室で開催し、20人が受講しました。受講者は1か月後の試験に備え、関係法令の講義や例題に取り組んでいました。受講者のうち当協会会員の13人には、1人につき3,000円を助成しました。なお、予備講習会のみ申込みを行い、危険物取扱者試験の受験申請を行っていない方が見えますので、必ず危険物取扱者試験の受験申請を行いましょう。



▲前期危険物取扱者試験予備講習会

津市防火協会主催

●危険物取扱者試験予備講習会の開催

受講申込みはWebのみです

- 講習日時: 10月1日(水) 9:00～17:00
講習会場: 津市北消防署2階 研修室
講習対象者: 乙種4類を受験される方
定員: 40人程度
受講料: 当協会会員4,000円 (一般7,000円)
申込期間: 9月1日(月) 9:00～9月12日(金) 17:00
申込み方法: 津市防火協会ホームページから申し込んでください。受講料助成に必要な会員事業所受講証明書の添付もフォーム内で可能です。テキストは当日配付となります。

※詳しくは、津市防火協会ホームページでご確認ください。

津市消防フェスタ開催のお知らせ

とき 11月24日(月・休) 9:30～15:30

ところ 三重県総合文化センター

- 消防団員の活動紹介や車両展示、消防音楽隊の創立50周年記念コンサートなど。
- コンサートは事前申し込みが必要です。

イベントの詳細、申し込みはQRコードから。

津市HP 消防音楽隊▶



林野火災の猛威。待望の雨で延焼止まる

出火から8日目に延焼止まる

令和7年2月26日、午後1時頃、岩手県大船渡市赤崎町合足の山林から出火し、周辺はもとより風にあおられ、東に隣接する同市三陸町綾里に急速に延焼拡大しました(図の桃色部分)。また飛び火によって延焼し、山林の焼失面積は日に日に拡大していきました。出火時も多数の住宅等に火の手が及び、3月3日にも赤崎町外口で複数の建物が焼失しました。

林野火災としては最大規模となる15都道府県の緊急消防援助隊、岩手県内応援隊、地元の消防、約2,100人体制で消火活動に従事しました。地上部隊は、市街地への延焼阻止のほか、ホースを山中まで延長するなど、昼夜分かたず懸命な活動をしました。自衛隊や消防防災ヘリコプター、最大17機による空中消火を実施しました。

それでも火の勢いはおさまらず、消火の目途がたたない中、発生から8日目の3月5日朝から、待望の雨が降り、その夜までの雨量が27ミリと、56日ぶりにまとまった雨となりました。大船渡市は消防隊からの情報で、さらなる延焼は確認されなかったと発表しました。

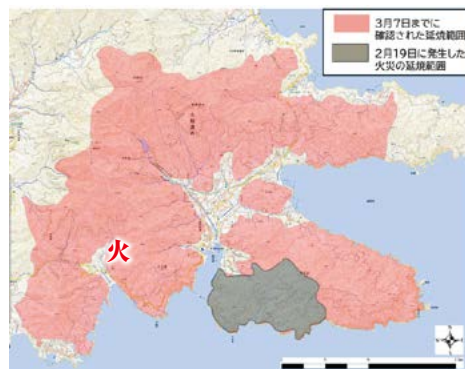
鎮火宣言までに徹底した消火活動

その後も鎮火に向けて、ヘリに搭載した赤外線カメラで熱源探査を行い、その情報で地上の消防隊が、木の根、幹、灰を掘って、徹底的に消火するという活動を行いました。

発生から12日目の3月9日に「鎮圧」が、さらに1か月後の4月7日に再燃のおそれがないとして「鎮火」が宣言されました。最終的な林野被害は約3,370ha、死者1人、住宅等の被害は住宅87棟(うち全壊54棟)、住宅以外135棟(うち全壊121棟)と発表されています。

なぜ、ここまでの大規模な林野火災となったのでしょうか。大船渡市付近では当時、連続して山火事が発生しています。

2月19日正午頃、同市三陸町綾里田浜下で出火(図の灰色部分)、約324ha焼失し、2月25日午後3時頃ほぼ消し止められ、同25日午後3時頃には隣接する



陸前高田市で ▲大船渡市林野火災の延焼範囲(出典:消防庁ホームページ)

し、翌26日正午頃ほぼ消火されました。そして今回の26日午後1時頃に出火して大規模な火災となったのです。この出火原因は調査中とされていますが、専門家は極度に乾燥していた状態により、一旦火が見えなくなっても、灰の中や木の根に火種が残っていて、それが風にあおられて、再び火の手が上がり、飛び火によって、離れた所で出火し、最初はたき火など人為的な要因の可能性もあるとしています。

また、半島は道路網も限られ、消防車が火災現場に行くのが困難で、到達しても急斜面の山林でホースを延ばしたり、水の確保が難しく、消火活動が難行したのも理由と思われる。

総務省消防庁で検討会を開催

消防庁では、この林野火災に関し、検討会を開催し、原因調査等も踏まえつつ、消防活動等の検証を行い、今後取り組むべき火災予防、消防活動、装備・技術等の充実強化のあり方について検討を行い、林野火災を未然に防ぐ取組や、より効果的な林野火災の消火活動等に役立てていくこととしています。

消防団に入団しませんか?事業所機能別団員も募集中

地域のために何かしたい、地域の安全安心を守りたい。そのように考えられている方、ぜひ消防団に入団してみませんか。

全国的に消防団員は減り続けており、津市も同じ問題を抱える中で、地域の防災リーダーとして火災、災害への対応と地域住民の避難誘導、そして自治会での防火指導等を行なっていただける人材を求めています。

減少する消防団員と年々増加する救急出動に対応するため消防本部では、令和5年11月1日に、事業所の理解・協力を得て、従業員が勤務時でも機能的に災害活動に従事できる消防団事業所機能別団員の制度を整え、通称FAM(First A



▲FAMイメージキャラクター「かけつけくん」

id Member)を創設しました。

FAMの活動内容は勤務する事業所近隣で発生した災害事案(勤務中の事案に限る)に対して、通信指令センターからの出動連絡により、救急車が到着するまでの間の応急手当、災害発生時の避難誘導等の後方支援活動を行うというものです。

現在、市内の3事業所から18名の方がFAMとして登録し、活躍されています。

各事業所におかれましても、有事の際に強い組織を作りたい、防火管理業務をより充実させたいと思案されているのであれば、ぜひFAMの登録をご検討ください。

消防団活動の詳細につきましては、お気軽にご連絡ください。

連絡先 消防団統括室 ☎059-254-1602